2　測定器の条件等

⑴　低周波発振器の周波数は、1,250Hz±２Hz以内のこと。
　発振器は又、電圧設定及び指示機能をもつこと。

⑵　電力測定用受信機（略称ＰＭＲ）の帯域フィルタの特性は、ＩＥＣ　Pub.60489―２による。

⑶　ＰＭＲの振幅測定範囲は（内部雑音から飽和まで）、該当機種の許容値（比）よりも10dB以上大きいこと。

⑷　ＰＭＲの測定値指示単位はdBが適当である。

3　試験機器の状態

⑴　指定のチャネルに設定、送信する。

⑵　変調状態は、変調度60％の入力から10dB増加した入力状態にする。

⑶　トーンスケルチを有する場合は、トーンを使用状態にする（トーン周波数は任意）。

4　測定操作手順

⑴　変調を、断とする。

⑵　搬送波電力の測定

㋐　ＰＭＲの局発周波数を次の値とする。
　　搬送波周波数－帯域フィルタの最大レスポンス点周波数
　ただし、帯域フィルタの最大レスポンス点は、帯域内のリップルの小さいフィルタの場合フィルタの中心周波数に同等としてよい。

㋑　ここで、搬送波電力（相対値）を求めP_CdBとする。(この値を０dBとすると便利)

⑶　上側チャネル電力の測定

㋐　局発周波数を上の値から増加して、ＰＭＲの出力がP_CdBよりも６dB低下した点の周波数を求め、これを「F_{SU}」とする。

㋑　局発周波数をさらに次の値とする。
　　F_{SU}＋（チャネル間隔－規定帯域幅の１／２）

㋒　規定の変調をする。

㋓　隣接チャネル漏洩電力を測定し、これを「P_U」dBとする。

⑷　下側チャネル電力の測定

㋐　ＰＭＲの局発周波数を次の値とする。
　　搬送波周波数＋帯域フィルタの最大レスポンス点周波数

㋑　局発周波数を上の値から減少して、ＰＭＲの出力がP_CdBよりも６dB低下した点の周波数を求め、これを「F_{SL}」とする。

㋒　局発周波数をさらに次の値とする。
　　F_{SL}－（チャネル間隔－規定帯域幅の１／２）

㋓　規定の変調をする。

㋔　隣接チャネル漏洩電力を測定し、これを「P_L」dBとする。

5　試験結果の記載方法

結果は、上側隣接チャネル漏洩電力（比）を10log（P_U／P_C）
　　下側隣接チャネル漏洩電力（比）を10log（P_L／P_C）
をdBの単位で記載する。

6　その他の条件

電力測定用受信機（ＰＭＲ）の代わりに、広ダイナミックレンジであるスペクトル分析器を用いた測定法でも良い。